

長崎市中小企業いきいき企業者支援資金融資申込書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

長崎市中小企業いきいき企業者支援資金融資要綱別表いきいき企業者支援資金の融資対象者の要件を具備しておりますので、同要綱第4条第1項の規定により長崎市中小企業いきいき企業者支援資金の融資を次のとおり申し込みます。ただし、長崎県信用保証協会の保証が受けられない場合は、申し込みを取下げます。

融資申込額		返済方法	分割 回
		期限	年 月 日
資金使途	運 転 ・ 設 備		
担 保			
保 証 人			
金融機関			

備考 裏面をご参照ください。

(裏面)

長崎市中小企業いきいき企業者支援資金融資要綱 (抜すい)

別表 (第2条、第3条関係)

項目	内容
融資対象者	<p>市内において1年以上事業を継続しているもので、次の各号の全てに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第2条第1項に規定する中小企業者であること。(2) 法人の場合は登記簿上の所在地が市内であること。個人事業者の場合は市内に住所を有すること。(3) 事業業種が保証協会の保証対象業種であること。(4) 市税を完納していること。(5) 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。(6) 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可等を受けていること。(7) 次のいずれかに該当すること。<ul style="list-style-type: none">ア 自己保有 (共同保有) している特許法・実用新案法等にかかる技術を利用し新規事業に取り組む場合イ 研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金を受けて開発した商品・サービスの販路拡大に取り組む場合ウ 本市からトライアルオーダー認定を受けた者又は長崎市ブランド振興会から長崎市特産推奨品の認定を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組む場合エ 長崎市販路開拓支援事業費補助金の決定を受けた者が販路拡大に取り組む場合オ 国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた者が、商品開発又は販路拡大に取り組む場合カ 公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、具体的にビジネスプランに取り組む場合キ 商店街の活性化に資するため、商店街の空き店舗を利用した開業を行う場合ク 観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション開催に対応する施設、バリアフリー等に対応する施設の改修事業を行う場合